

かこのちゃん Live2D 制作業務仕様書

この仕様書は、「かこのちゃん Live2D 制作業務」に関し、受託者が履行すべき業務内容その他必要な事項を定めるものである。

1 業務名

かこのちゃん Live2D 制作業務委託

2 目的

本事業は、加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」を動いて喋ることができるように Live2D によりデータを制作し、今まで以上にデジタル上で活用できるようにするもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月17日まで

4 業務内容

(1) Live2D 制作

本市が提供する加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」の PSD データ（レイヤー分け済のもの）をもとに、パーツ分けやモデリング等を行い、表情や動きを制作する。なお、PSD データは動かすことを前提としていないため、関節部分等の塗り足し作業も必要となる。パーツ分けは髪やまぶた、瞳など細部まで行い、本市の承認を得ること。また、表情や動きの設定は本市と協議の上、決定すること。

なお、基本動作として、まばたき、口の開閉（音声またはトラッキング連動）、顔の傾き（左右・上下）、体の揺れ（簡易）、髪および衣装の揺れを実装すること。

また、表情については、通常、笑顔、困り顔、驚きの各パターンを最低限実装することとし、詳細については本市と協議の上、決定すること。

上記に加え、本市の魅力発信に資する効果的な動きや表現方法について、受託者の専門的知見に基づく提案を行うこと。

各種設定完了後、校正を行い必要に応じて修正対応すること。

【市提供イラストイメージ】



(2) アニメーション制作

納品後すぐに動画内で活用できるよう、動画のオープニングやエンディングのテンプレートとなるアニメーションをそれぞれ3パターン制作する。オープニングでは、かこのちゃんの自己紹介から本編動画への導入までのもの、エンディングでは、本編動画に対する反応から次の動画の閲覧を促すもので、それぞれ5～10秒程度のものを想定している。

なお、本アニメーションは、Live2D モデルを使用した簡易なモーションによる構成とし、キャラクターの表情や動きが自然かつ魅力的に表現されるものとする。必要に応じて簡易なテロップ表示を含めること。また、セリフはかこのちゃん担当声優の音声を本市が収録したものを使用し、BGM はフリー素材等の活用を想定とする。

また、本市が所有しているかこのちゃん関連のイラストデータの使用は必要に応じて可能とする。

【市所有かこのちゃん関連データ（参考）】



5 成果品

成果品は次のとおりとし、受託者において市がすぐに利用できる状態で納品すること。

- (1) Live2D アバター（配信のためモデリング設定済みのもの）
- (2) 関連データ一式（モデルデータ、設定ファイル等）
- (3) 配信用のオープニング、エンディング用アニメーション

6 導入支援等

受託者は、成果品を本市が円滑に活用できるよう、以下の支援を行うこと。

- ・本市が保有する iPhone (iPhone15ProMax) において、Live2D モデルのトラッキングが可能となるよう、必要なアプリケーション（VTube Studio 等）の選定および導入支援を行うこと。
- ・動画制作に必要な配信・合成環境について、本市の利用環境を踏まえた構成を提案し、設定および操作方法の説明を行うこと。
- ・なお、有償アプリケーションを使用する場合は、本市

本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、成果品の差し替えを行うこと。

8 仕様

(1) Live2D アバター

ア ファイル形式 moc3、json

イ 解像度 3,000px 以上を目安とする

※提供する PSD データに準じ、本市と協議のうえ決定する

(2) アニメーション

ア ファイル形式 mp4

イ 解像度 1920×1080

ウ フレームレート 30fps 以上

9 納品

(1) 期限 令和9年3月17日（水）

(2) 納品先 加古川市役所 企画部 企画広報課シティプロモーション担当

10 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書および行程表を本市に提出し、全行程における運用管理・報告を徹底すること。

また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、本市の承認を得たうえで適切に対応すること。

11 留意事項

(1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理・解決することとし、また当該問題によって本市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(2) 本市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、ホームページや SNS 等のあらゆる媒体で使用をすることができる。

(3

12 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、映像の制作などの一部委託についてあらかじめ本市と協議のうえ承認を得た場合を除く。

(2) 修正対応

受託者は、本市と協議のうえ決定した方針をもとにサンプル映像等の制作を行う。制作したサンプル映像をもって市を通じてかこのちゃん原案者の確認を受け、必要に応じて修正対応を行うこと。かこのちゃん原案者の承認後、Live2D 及びアニメーションの制作を進行する。

(3) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、本市の指定する期日までに補正を行うこと。また、その場合の費用については、受託者の負担とする。

(4) 業務の履行に関する措置

ア 本市は本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に本市に書面で提出しなければならない。

(5) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て本市に帰属する。

イ 受託者は、本市の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することとはできない。

ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

(6) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示および漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(7) 関係法令の遵守